

議員提出議案第13号

燃料油価格の高騰への対処を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提案理由を付け提出します。

令和5年9月29日

富山県議会議長 山 本 徹 殿

提出者 富山県議会議員
渡 辺 守 人
川 島 国
火 爪 弘 子
武 田 慎 一
永 森 直 人
岡 崎 信 也
藤 井 大 輔
瀬 川 侑 希
澤 崎 豊
庄 司 昌 弘
佐 藤 則 寿

令和 5 年 9 月 29 日

提出先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
経済産業大臣
内閣官房長官
あて

富山県議会議長 山本 徹

燃料油価格の高騰への対処を求める意見書

本年 6 月頃からの燃料油価格の連続上昇は、原油価格の上昇や円安による影響もあるが、政府が続けてきた燃料油価格の激変緩和事業について、補助額が段階的に縮減されていることの影響も大きい。

政府の「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」では、高騰リスクに十分対応できているとは言い難い状況である。

したがって、政府におかれては、燃料油価格高騰について切れ目のない対策を講ずるとともに、脱炭素社会に向けた持続可能な対策も合わせて講ずる必要がある。

よって国会及び政府におかれては、下記の施策を実施するよう強く要望する。

記

- 1 現下の情勢と緊急性に鑑み、政府の激変緩和事業について拡充・延長すること。その際、並行して、いわゆる「中抜き」の懸念などを含め、これまでの事業の効果や評価について、厳しく検証を行うこと。
- 2 早期の買換ほど補助率を高める省エネ家電の買換支援策や中小企業の省エネ推進支援を通じ、エネルギー使用の低減を促進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

提 案 理 由

本年6月頃からの燃料油価格の高騰について、政府が続けてきた燃料油価格の激変緩和事業の拡充・延長など、切れ目のない対策を講ずるとともに、脱炭素社会に向けた持続可能な対策も合わせて講ずることを要望するものである。

議員提出議案第14号

地方財政の充実・強化に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提案理由を付け提出します。

令和5年9月29日

富山県議会議長 山 本 徹 殿

提出者 富山県議会議員
渡 辺 守 人
川 島 国
火 爪 弘 子
武 田 慎 一
永 森 直 人
岡 崎 信 也
藤 井 大 輔
瀬 川 侑 希
澤 崎 豊
庄 司 昌 弘
佐 藤 則 寿

令和 5 年 9 月 29 日

提出先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)
内閣府特命担当大臣(地方創生)
内閣官房長官
あて

富山県議会議長 山本 徹

地方財政の充実・強化に関する意見書

地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう、医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、災害対策、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められている。

政府は、地方財政について、「骨太方針 2021」において、2021 年度の地方一般財源水準を 2024 年度まで確保するとしているところであるが、国会及び政府におかれては、2024 年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、下記の事項について実現を求める。

記

- 1 社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に取り組むこと。
- 3 地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」の 1 兆円については、新たに「地方創生推進費」として 2023 年度も確保されているが、持続可能な地域社会の維持・発展にむけて継続的に取り組むことができるよう、必要な経費を拡充すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

提 案 理 由

地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう、医療・介護など社会保障の充実はもとより、災害対策など極めて多岐にわたる役割が求められている。

よって、2024 年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、十分な地方一般財源総額の確保や地方交付税の法定率の引き上げなどによる自律的な地方財政の確立などを求めるものである。

議員提出議案第15号

脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラー・エコノミー（循環型経済）
の推進を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提案理由を付け提出します。

令和5年9月29日

富山県議会議長 山 本 徹 殿

提出者 富山県議会議員
渡 辺 守 人
川 島 国
火 爪 弘 子
武 田 慎 一
永 森 直 人
岡 崎 信 也
藤 井 大 輔
瀬 川 侑 希
澤 崎 豊
庄 司 昌 弘
佐 藤 則 寿

令和 5 年 9 月 29 日

提出先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣
内閣府長官
あて

富山県議会議長 山本 徹

脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラー・エコノミー
(循環型経済)の推進を求める意見書

現在、気候変動防止に向けた社会の脱炭素化(カーボン・ニュートラル)や、生物多様性の保全と活用への自然再興(ネイチャー・ポジティブ)は、人類社会を持続可能なものにする上で、最も重要な課題の一つとなっている。

今こそ、資源効率性の最大化と環境負荷の低減の両立を目指して、大量生産から大量廃棄を生むリニア・エコノミー(直接型経済)から、廃棄される製品や原材料などを「資源」と捉え、循環させる新しい経済システムであるサーキュラー・エコノミー(循環型経済)への転換が必要である。

そのためには、日常生活を支えている物品の、材料の生成や加工、製品の製造から廃棄における、自然の破壊やエネルギー消費を抑制するサーキュラー・エコノミー(循環型経済)へと、ライフスタイル全体を変革する大きな流れを作り出していかなければならない。

本県においても、とやまアルミコンソーシアムにおいて、循環型アルミ産業網の強化に向けた研究に取り組んでいるところであるが、製品を生み出す「動脈産業」と、廃棄物の回収や再利用などを担う「静脈産業」の連携など、産業構造の構築が重要である。

よって国会及び政府におかれては、循環経済関連ビジネスを新たな成長産業として位置づけ、脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラー・エコノミー(循環型経済)の実現を目指し、下記の事項について特段の取組を要望する。

記

- 1 貴金属等有価性の高い資源が集約されている家電や情報通信機器、再エネ等の大量導入により将来は大量廃棄が予想される太陽光パネルや蓄電池の部材等に対して、資源循環を促進するための制度の創設や適切な運用、精錬技術の開発や施設の整備を促進すること。
- 2 製品の設計や製造の段階から廃棄や再生までのライフサイクル全般での環境負荷低減等の実現を目指して、動静脈産業の連携による資源循環ビジネスモデルの普及を促進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

提 案 理 由

本県においては、とやまアルミコンソーシアムにおいて、循環型アルミ産業網の強化に向けた研究に取り組んでいるところであるが、製品を生み出す「動脈産業」と、廃棄物の回収や再利用などを担う「静脈産業」の連携など、産業構造の構築が重要である。

よって、循環経済関連ビジネスを新たな成長産業として位置づけ、脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラー・エコノミー（循環型経済）の実現を目指し、貴金属等有価性の高い資源が集約されている情報通信機器等に対して、資源循環を促進するための制度の創設や適切な運用、精錬技術の開発や施設の整備を促進することなどを求めるものである。

議員提出議案第16号

健康保険証の廃止を延期し、今の健康保険証の存続を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提案理由を付け提出します。

令和5年9月29日

富山県議会議長 山 本 徹 殿

提出者 富山県議会議員
菅 沢 裕 明
火 爪 弘 子
井加田 ま り
岡 崎 信 也

令和5年9月29日

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
厚生労働大臣
デジタル大臣
内閣官房長官

富山県議会議長 山本 徹

健康保険証の廃止を延期し、今の健康保険証の存続を求める意見書

8月4日岸田首相は、現行の健康保険証を来年秋に廃止する方針について「現時点では維持する」と表明した。

しかし、マイナ保険証に他人の情報がひもづけられていた、無保険者扱いで10割負担を患者に請求した、他人の医療情報が閲覧された、表示される負担割合と健康保険証の負担割合が異なるなど、トラブルが次々と発覚している。また、オンライン資格確認システムの運用を開始した医療機関では、不具合も多く報告されている。

対応策として政府は、当面は本人申請なしでも「資格確認書」を発行するなどを打ち出したが、今の保険証と違って有効期間があるなど、新たな混乱は必至である。

こうした状況の中、国民のマイナ保険証取得は進展していない。マイナ保険証の取得は国民の約5割にとどまり、医療機関の窓口でオンライン資格確認した人は6%前後と、むしろ減少している。マイナンバーカードの返還も始まっている。

また、全国保険医団体連合会が行った高齢者施設などへの調査では、9割以上の施設が「利用者のマイナンバーカードや暗証番号の管理ができない」と回答している。高齢者や障がい者など、社会的弱者が医療を受けられなくなることが、強く危惧される。

このままでは、保険証1枚で全国どこでも保険診療が受けられる優れた日本の皆保険制度が崩壊しかねない。

よって、国会及び政府におかれては、国民の不安を払拭し、現行の国民皆保険制度を守るため、現行の健康保険証を残すよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提 案 理 由

マイナ保険証については、他人の情報がひもづけられていたなど、トラブルが次々と発覚している。また、オンライン資格確認システムの運用を開始した医療機関では、不具合も多く報告されている。

政府は、当面は本人申請なしでも「資格確認書」を発行するなどを打ち出したが、今の保険証と違って有効期間があるなど、新たな混乱は必至である。

また、マイナンバーカードの管理の面から、高齢者や障がい者など、社会的弱者が医療を受けられなくなることが、強く危惧される。

このままでは、保険証1枚で全国どこでも保険診療が受けられる優れた日本の皆保険制度が崩壊しかねない。

よって、国民の不安を払拭し、現行の国民皆保険制度を守るため、現行の健康保険証を残すよう強く要望するものである。